

平成30年度 第2回地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会議事録

開催日時 平成30年10月4日(木) 13時57分～15時02分
開催場所 北斗病院新館5階 大会議室
出席委員 稲葉秀一委員長、大林忠委員、辻田廣行委員、藤城貴教委員、本田つき子委員
(5名)
欠席委員 伊藤浩委員、岩崎倫政委員、氏家良人委員、木村眞司委員
(4名)
町側出席者 村瀬町長、田中副町長、松田総務課参事、白石総務課長、山崎保健福祉課長、
(12名) 渡辺国保病院事務長、沖田総務課長補佐、菅原地域包括支援センター長、
村上健康管理センター長、斉藤国保病院事務次長、柏崎総務係長、星福祉係長
オブザーバー 社会医療法人北斗理事 整形外科顧問、新得クリニック院長 計良基治
(4名) 社会医療法人北斗理事 連携推進部長 久保田亨
社会医療法人北斗 地域医療連携課主任 伊藤 慎
東日本税理士法人 税理士(総務省地方公営企業等経営アドバイザー) 夏苺千晶

【日程1】開会

[司 会] 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ご案内の時間より若干早いですが、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから、第2回地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会を開会させていただきます。
私は、本日の司会を務めます広尾町総務課参事の松田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【日程2】町長挨拶

[司 会] 開会にあたりまして、広尾町長 村瀬優からご挨拶を申し上げます。

[村瀬町長] 皆さん、こんにちは。

皆様には大変お忙しい中、第2回目の評価委員会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。また、日頃より稲葉委員長はじめ各委員の皆様方には、本町の町立病院の地方独立行政法人化に向けて、ご指導、そしてご尽力をいただいておりますことを、心から感謝申し上げます。

今回の第2回目の評価委員会におきましては、前回いただいたご意見をふまえて修正

した中期目標に対する意見書をいただければと思っているところでもあります。どうかよろしくお願い申し上げます。

[司 会] 本日、オブザーバーといたしまして、法人設立後の国保病院院長に内定されました計良先生にご出席をお願いしているところですが、ただいまお仕事の関係で若干遅れるとご連絡いただいております。後程お見えになりましたら改めてご紹介さしあげたいと思います。

また残るお三方のオブザーバーの方々につきましては、第1回評価委員会にもご出席いただいておりますので、本日はご紹介を省略させていただきたいと思います。

[司 会] それでは、会議に移りたいと思います。

本日の出席委員は5名でございます。出席委員が過半数を超えておりますので、本日の委員会は成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、稲葉委員長、よろしくお願いいたします。

[委員長] 稲葉です。今日の会議は2回目になります。より具体的に、協議する内容が濃くなってきていると思います。忌憚のないご意見を出していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【日程3】議事

[委員長] 本日の議事に入る前に、前回の評価委員会で説明保留となっていた事項について、資料の提出がありましたので説明をお願いします。

[夏苺Ob] 第1回の評価委員会の際にご質問いただきました総務省の資料につきまして、右上に「追加資料」と書かれている横書きの資料を使いまして明細の方をご案内させていただければと思います。

この資料の上の部分が、前回の評価委員会の時に評価委員の皆様にお示しをした一覧表になります。平成21年から28年度に地方独立行政法人化した病院の経営状況ということで、地方独立行政法人移行後に医業収支が改善した病院、改善しなかった病院の一覧をお示しいたしました。この一覧に書かれました68病院のうち、広尾町国保病院と同じ100床未満の病院が、まん中の表になります。上記68病院のうち、100床未満の病院ということで4病院の記載がございます。2病院に関しましては、

独法移行後に医業収支が10%から5%悪くなった病院です。逆に0%から5%改善しましたという病院が1病院、10%から15%医業収支比率が改善しましたという病院が1病院の4病院が、この68病院のうち100床未満の病院として含まれております。

ただ、この4病院とも地方独立行政法人を機構で運営しておりまして、この4病院だけではなく、センター病院のような大きな病院を持っていて、さらに100床未満の小さな病院も持っているという、機構の中に2つ以上の病院を持っているところが対象となってございますので、今回の広尾町国保病院のように単体で100床未満の1病院のみで地方独立行政法人化したという病院は、平成28年度までにおいてまだ1件も実績はございません。

以上でございます。

[委員長] ありがとうございます。ただいまの追加資料の説明について、質問あるいはご意見があればお伺いします。

(質問・意見なし)

よろしいですか。その後の運営の仕方によっては右にも左にもなるということで理解してよろしいですね。わかりました。

それでは本日の次第にのっとりまして、今日の議事を進めていきたいと思っております。

【日程3(1)】地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期目標(修正案)について

[委員長] それでは、議事の1点目の「地方独立行政法人 広尾町国民健康保険病院中期目標(修正案)について」を議題といたします。

事務局から、説明よろしく申し上げます。

[松田参事] それでは私から説明させていただきます。

資料の説明に入る前に、第1回の評価委員会以降の動きについて、簡単に説明させていただきます。

8月1日から20日まで、第1回の会議でお示した中期目標の原案に対するパブリックコメントの募集を行ってございます。この原案に対し、2人の方からご意見をいただきまして、いただいたご意見につきましては、町の考え方を付して町の公式ウェブ

ウェブサイトにおいて公表したほか、広報10月号にも掲載してございます。具体的な意見の内容につきましては、このあとの資料の中で説明させていただきます。

また、9月11日、広尾町議会が設置をいたしました「国保病院のあり方に関する調査特別委員会」におきまして、中期目標原案及び収支計画について説明をいたしました。委員からは、収支計画の中で、退職給付の引当に関する確認等がございました。本日は、中期目標の修正案と、それに基づく収支計画について説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料1-1及び1-2をご用意いただきたいと思います。資料1-1でございますが、第1回評価委員会でお示した中期目標の原案に対し、委員の皆様からいただいたご意見、またパブリックコメントでいただいた意見、さらには北海道からの指導などをふまえて見直しを行いました「修正案」でございます。資料1-2はその修正内容について、項目ごとに、意見の内容、修正前後の比較などを整理したものです。私からは資料1-2を用いて説明させていただきますので、資料1-1と併せてご覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは資料1-2を広げていただいて、1ページの一番上、「前文」に関する修正でございます。「項目」の欄にカッコ書きで書いてあります(P1)につきましては、資料1-1の1ページに対応することを示しております。「意見の内容」欄に記載のとおり、北海道から「本文中の個々の目標達成時期がわからないので、特に記載がない限り、最終年度までに達成すべきものであることを前文において明記した方がよいのではないか」というご指導がございまして、「修正案」の欄の下線部分に「本期間中に」という文言を加えたものでございます。

次の、項目第2-1(1)「救急医療体制の充実」におきましては、本委員会におきまして「心疾患及び脳血管疾患に固執せず、救急医療ひと括りでよいのではないかとのご意見をいただきましたことから、前段部分を削除いたしました。また、北海道から「北斗病院との連携による具体的なメリットなどを記載した方がよい」との指導がございまして、電子カルテ導入による情報連携をふまえて、後段に「スムーズな救急搬送体制の確保」について追加いたしました。

またパブリックコメントで、「地域医療構想における病床機能の考え方との整合性を図るべきである」とのご意見がございました。これにつきましては、病床機能について、次の項目で触れることとなりますので、この項目では修正は行ってございません。

次に項目第2-1(2)「地域医療の維持」におきまして、本委員会において「えりも町

を含めた海岸部の住民に対する医療サービスの提供についても言及すべきでないか」とのご意見をいただきました。冒頭の部分におきまして、特に町村は限定せず「近隣自治体を含めた地域医療」と表現し、続く文章の前後を入れ替えて、文脈を整えてございます。

北海道からはこの項目に対し「病床見直しの内訳を記載すべき」また「13：1入院基本料への移行について目標に具体的に記載すべき」という指導がございました。しかしながら、具体的な区分ごとの病床数等の設定につきましては、法人による裁量の範囲を狭めてしまう怖れがあることから、中段の下線部分のとおり「救急対応や長期療養患者に必要な病床を確保しつつ、地域包括ケア病床の導入を検討するなど、患者の実態に応じた見直しを行うこと」という表現にとどめることといたしました。この表現によりまして、先ほどのパブリックコメントの意見にありました、救急対応に必要な病床を確保することや、現状の長期療養患者を想定した療養病床の確保など、必要な病床機能の確保が図られるものと考えてございます。また、北海道が求めております「13：1入院基本料の明記」につきましては、地域包括ケア病床の導入の要件であることから、あえて記載はしてございません。

また後段部分でございますけれども、訪問診療につきましては「キャパシティビルディングによる目標設定をしてはどうか」というご助言をいただきました。これにつきましては「体制の確保」という表現を使うことといたしました。また、訪問看護につきましては、今後民間の訪問看護ステーションが主体となって実施することになると思われますので、「町民のニーズをふまえ、民間との連携を図ること」として加えさせていただきます。

次に項目第2-1(3)「医療機関間の連携強化」におきまして、1行目に「歯科医師」とございますが、これを直前の診療所と同格の「歯科医院」に訂正をいたしました。またパブコメにおきまして、先ほどと同様に病床機能の報告をふまえたご指摘がございましたことから、「急性期」の表現をひとつ前の項目で使用した「救急対応」という表現に改めてございます。また「回復期」と「在宅医療」の間に「慢性期」を加えまして、切れ目のない医療の具体的な列記という形にいたしました。

また、評価委員会におきまして「ワクチン事業など、子どもを対象とした施策についても記載すべきではないか」というご意見をいただきました。町内に小児科を標榜する診療所がございますことから、「診療所との役割分担に配慮しつつ、ワクチン事業などの実施に協力すること」と記載させていただきます。

次のページをお願いいたします。

項目第2-1(4)「町内官公庁等への協力」におきまして「町内事業所への産業医の派遣についても記載すべき」とのご意見をいただきました。現在、広尾町内には、法令で産業医の選任を必要とする従業員50人以上の事業所が、役場以外に3事業所ございます。産業医としての要件等もございますので、この書きぶりといたしましては、「今後の派遣要請については可能な限り対応すること」とさせていただきます。

次の項目第2-1(5)「疾病予防、重症化予防の取組」におきましては、特にご意見はいただいておりませんが、2行目の「健康診断」を「健康診査」に訂正いたしました。また「第二次予防医療」と記載してございましたが、本目標の中の他の部分とともに「二次予防」の表記に統一を図ったものでございます。

次の項目第2-1(6)「災害対応力の充実強化」におきまして、「津波を含めた水害対策についても言及すべきでないか」とのご意見をいただきました。冒頭部分に本町で過去に発生した災害をふまえて、「地震や津波、水害等」の文言を加えました。また「BCPの策定」につきましては、現在「広尾町業務継続計画」の中に病院に関する部分がございますが、法人化後はこれを発展させ、病院独自のBCPを策定することといたしました。なお、参考までに申し上げますと、本町におきまして予想されている最大の津波の高さは29.4mでございますが、病院の海拔は44mでございます。また昭和56年の耐震基準を備えた建物となっております。

次の項目第2-2(1)「医療職の人材確保と人材育成」に記載してございます「看護協会主催の研修会等の利用」については、実はこのあとの第2-3(5)の部分でいただいたご意見でございます。しかしながら、協会主催の研修会が看護技術に関する研修が多いとお聞きいたしましたので、本項目の人材育成に活かすという意味で「研修の受講」をここに加えさせていただきます。

次の項目第2-3(1)「患者本位の医療の提供」におきまして、「十分な説明に基づく」の部分とそのあとの「インフォームド・コンセント」の部分が二重表現となっており、前段部分「十分な説明に基づく」を削除いたしました。

次に項目第2-3(2)「診療待ち時間の改善等」におきまして、北海道から待ち時間を短縮できる具体的な根拠を示すよう指導がございました。ここでは「電子カルテシステムの活用や予約システムの導入」について記載を加えてございます。

次の項目第2-3(3)「患者・来院者のアメニティ向上」におきましては、患者満足度調査について、連携病院である北斗病院と同様に実施すべきとの指導がございまして、

実施頻度について具体的に北斗病院と同じ「年2回」と明記いたしました。同時に現状を「未実施」として追加記載いたしてございます。

また、次の項目で記載しております「ボランティアからいかにして患者のプライバシーを守るのか」との指摘がパブコメでございましたが、これにつきましては、備考欄に記載のとおり「ボランティアに職員と同様のコンプライアンスが求められることは当然であり、内部規程において定めるべきもの」と考えてございまして、本文中に記載はいたしてございません。

次のページをお願いします。

項目第2-3(4)「患者の利便性向上」におきまして、「ボランティアの目的を明らかにすべき」とのパブコメのご意見をいただきました。ボランティアにつきましては、正面玄関ホールでの案内を想定しておりますことから、その旨を明記するとともに、中段の「病院内の案内」につきましては「案内表示」と改めました。

次の項目第2-3(5)「職員の接遇向上」におきましては、先ほど申し上げましたとおり「看護協会主催の研修会等の活用」についてご助言をいただいております。本目標につきましては、看護協会主催の研修会に限定せず、さまざまな研修機会を活用するという意味で、3行目の連携医療機関に「等」を書き加えてございます。

また「患者満足度調査の結果を接遇向上に反映すべき」というご意見もいただきました。これにつきましては、後段において「投書箱の設置に加え、患者満足度調査の結果も活用」することといたしました。

次の項目第2-5(1)「町の保健・福祉行政との連携」については特にご意見はいただいておりませんが、予防医療の表記の方法を統一いたしました。また「三次予防」も含めて普及に努めることとしたものでございます。

次に項目第2-5(2)「町民への保健医療情報の提供及び発信」についてでございますが、「事業所を対象とした講座等の実施」についてのご助言をいただきました。実施すべき事業の中に「住民組織や事業所を対象とした健康づくり講座」を加えてございます。

次に項目第3-2(4)「勤務成績を考慮した給与制度の導入」につきましては、北海道から「法律の内容を記載する必要はなく、具体的な目標を記載すべきである」との指導がございました。これにつきましては「職務職階制の導入」について記載をいたしてございます。

項目第4(1)「持続可能な経営基盤の確立」については、北海道から「平成28年度に策定した新広尾町国民健康保険病院事業改革プランとの整合性を図るべきである」との指導をいただきました。ここでお手元の資料1-4をご覧いただきたいと思います。

資料1-4、これが現在の新改革プランでございます。新改革プランは平成29年度から32年度まで4年間の計画でありまして、総務省の新公立病院改革ガイドラインに基づき作成したものであります。この中の16-17ページをご覧いただきたいと思います。16-17ページに「病院経営指標と目標」が定められてございます。

今回、中期目標に掲げる経営指標として、既に記載してございます「経常収支比率」「医業収支比率」に加え、「職員給与費率」を記載すべきとの指導もございました。

資料1-2に戻っていただきたいと思います。

3ページが一番下に「経常収支比率」の目標が記載されてございます。これは原案と修正案で内容に変わりはありませんが、これまで「4(1)」としていた項番号を「4-1」と直したうえで、各指標ごとに(1)から(3)までの数字を割り振りまして、整理することとしたものでございます。ここでは「(1)」と番号を振りました。

4ページをお願いいたします。

「医業収支比率」の目標値の根拠といたしまして、原案では「総務省の病院事業決算状況における類似平均値」を使用しておりました。これにつきましては道の指導に従い、新改革プランの目標値である70%に修正いたしました。併せて新たに「(2)」を振ってございます。

また(3)として、新たに「職員給与費率」の目標を設定してございます。目標値は新改革プランにございます90%以下ということで設定をいたしました。

次に項目第4(2)「収入の確保」であります。こちらも項番号を整理いたしまして、第4-2といたしました。

「病床利用率」の目標値は、原案におきましては、総務省が抜本的な経営の見直しを求める基準としている「70%の継続的な維持」としておりましたが、このあと説明いたします収支計画に用いた数値との整合を図るようにとの道の指導がありましたことから、「80%以上の達成」に改めてございます。なお、新改革プランの目標設定値75%とかい離が生じる点につきましては、別途改革プランの見直しを行うよう北海道の指導があったところであります。

項目第4(3)「費用の削減」については、項番号を先ほどと同様に整理いたしまして、

第4-3としたものでございます。

次に項目第5-1「町からの財政支援について」につきまして、北海道からは「一般会計繰入金の具体的な目標額を記載すべき」との指導がございました。新改革プランにおきましては3.9億円の目標が設定されておきまして、行政改革における町の財政シミュレーションにおきましてもこの3.9億円をベースに作成しております。しかしながら、今回の病院独法化にあたりましては、この3.9億円にとどまらず、町の負担を国から財源措置される範囲内としたいという思いもございますので、ここでは具体的な目標額を記載せず、原案のとおりとしたいと考えてございます。

備考欄に記載をしておりますが、後程説明させていただく収支計画では、本中期目標を達成した場合に、病院経営が悪化した平成29年度以降、本目標最終年の平成34年度までの総繰入額は約22.9億円となります。平均いたしますと年約3.8億円となりますので、新改革プランの目標である3.9億円をクリアできる見通しであるとと考えてございます。

最後に「その他」としまして、具体的な項目に限定しない、全体的な意見が2件寄せられてございます。それぞれ考え方については備考欄に記載をいたしてございますので、のちほどご確認いただければと思います。

以上が中期目標（修正案）における修正か所でございます。この中期目標を達成した場合に病院経営がどうなるのかという収支の見通しにつきまして、渡辺病院事務長から説明させていただきます。

[渡辺事務長] それでは資料1-3について説明をさせていただきます。

収支計画につきましては、今お話があったとおり、中期目標に沿った形での作成とさせていただきます。1ページ下段に、経常収支比率、医業収支比率、職員給与費率を記載しております。各年度の収支見込により、中期目標の第4-1に示しております「経常収支比率100%以上」「医業収支比率70%以上」「職員給与費率90%以下」の各目標値を計画最終年度に達成するものとしております。

収支の内容につきましては、資料の3ページに収益シミュレーションの前提条件を示しております。この中で、入院につきましては、中期目標の第2-1に示しております「病床数48床の維持」と「実態に応じた病床の見直し」という点から、地域包括ケア病床を30床、医療療養病床を18床と設定し、中期目標の第4-2に示しております病床利用率80%以上を中期目標最終年度に達成できるよう、毎年入院患者数

の増加を図ることとしております。

外来につきましては、常勤医師4名体制と現在の診療科目の継続とし、整形外科医の常勤化やリハビリ部門強化などにより患者数の増加を見込んでおります。また、各種検診の取り組みによる受診者の増加を見込んでいるところであります。なお、訪問看護につきましては、当院の担当看護師退職にともないまして、町内に設置された訪問看護ステーションを利用することとしております。来年度以降につきましては、そちらとの連携を図りながら当院の体制を整えたいと考えているところであります。

以上のような内容により1ページの収支計画の医業収益について積算をしております。

次に費用についてですが、給与費については、資料4ページに給与費の内訳を示しております。常勤医師4名とし、現状の職員と一部委託職員の内製化を予定しております。また、独法化により新たに退職給付引当として基本給の6%分と、移行職員の移行前の勤務年数に対応する引当分として、予定総額1億78百万円を中期目標期間の4年間で分割し計上しております。

資料1ページに戻りまして、材料費については、患者数の増加を見込んでの費用の増加。経費につきましては、委託業務の精査、派遣医師の調整、リハビリ職員の派遣費用などにより積算をしております。

以上のような内容により医業費用について積算をしております。

次に、町の負担分について説明いたします。収支計画の中で、運営費負担金収益、運営費交付金収益として記載の分になります。現在、地方公営企業繰出基準に基づき町が負担する分を運営費負担金として、また、これまで繰出し基準外で補助金として支出していた分と、独法移行職員の退職給付引当金を運営費交付金としております。

資料2ページの資金計画の中段に「うち町負担金」の欄があります。運営費負担金と運営費交付金の合計額とその財源の内訳を記載しております。収支計画において毎年の収益化により運営費負担金は減少を見込んでおります。これにより、平成29年度から平成34年度までの年平均繰入額は約3.8億円となり、新改革プランの目標をクリアするものとしております。

次に資料2ページの資金計画については、事業予算全体を示しており、1ページの収支計画に記載の分と資本的収支に関する分を合わせて記載しております。この中では、投資支出の建設改良費として医療機器の購入・更新の費用と、資本支出の償還金として企業債償還金を計上しております。その財源として資本収入において長期借入金、運営費負担金、その他の資本収入として国・道等の補助金を計上しております。

以上で資料の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[委員長] ありがとうございます。

結構ボリュームがありますけれども、ただ今の説明につきまして、修正案と収支計画にご意見、ご質問があればお受けいたします。

[●●委員] 資料1-3の3ページ、入院に関する病床の稼働率ですけれども、稼働率が平成30年度で68.8%、34年までに83.3と右肩上がりになっていますが、これは広尾町の人口が現状のままとして想定しているのでしょうか。それとも減少を加味して考えていらっしゃるのでしょうか。

[渡辺事務長] 人口については減少という部分もあるのですが、北斗病院の協力によって、今まで帯広に流れていった患者さんがある程度戻ってくるという想定をしております。

[●●委員] 日本医師会を出している資料ですけれど、2020年の人口で広尾町は10%減るわけです。これに伴い医療のニーズもだいたい3%くらい減っていくわけなので、右肩上がりを目指すのはいいと思うのですが、かなり厳しい数字だと僕は思います。

[●●委員] 実はこのことにつきましては私もかなり危惧しております、本当にこの収支計画案でよろしいのでしょうかとっております。具体的には、例えばベッド数48床にする。その運用で約2億円の増額を目指している。その2億円の増えた部分において、町の持ち出しを2億減らす。一言で言うとそういうことですね。

たぶん、これまで5年間に広尾町で取り組んできた新改革プランにおいてもそうですし、過去何年間にわたって取り組んできて、2億の収入を上げるということはまず無理ですよ。

もっと言うとベッド数48床をもってして、このスタッフをもってして、これをあげるというのはほとんど不可能に近いというか、たぶん、医療関係者はみんな思っているのです。ですから、極端に言うと、たとえば48床を減らすならまだ一つの手はありますよね。経費が減るからね。

それから今言いましたように人口が減るのはわかっていますし、一度外に出た患者さんを地域に戻すというのは並大抵のことではないと思います。しかも、約1時間30分という距離ではありますけど、患者さんはもうボーダレスになっていますので、広尾に限らず、大樹あるいは中札内、そして帯広まで、自分の個人のニーズに応じて来

ます。その部分を考えたときにこの収支計画をそのままどうぞというわけにはちょっとならないのではないかと、私は危惧しています。

それから、初期投資がいくらかあるわけで、この計画どおりにいかなかったときの町の持ち出しというのは、具体的に次どう考えているのかということまで言及しておかないと。さきほどの3.9億円を超えてもっと膨らんだ時にどうするか。それだけでなく初期投資は考えていると思いますので、その辺の具体的な財源についてもう少し細かく検討する必要があります。

あと、今医師が4人ということです。診療科が8つでしたよね。パートとかいろいろで賄うということでしたが、はたしてそれが適正なのでしょうか。具体的に病床を先ほど変更するとしておきながら、診療科はこれだけありますよと。で、医師はこの数ですよと。どうなのでしょう。これは現実に動くのでしょうかと思わざるを得ないところがありますので、ここはもうちょっと…。

[渡辺事務長] これから中期目標に沿った中期計画を作っていくことにはなりますが、北斗病院との調整によって、体制がどのようになるかということもこれから具体的に思われていくと思います。それに応じて収支に修正を加える部分も出てくるのかもしれませんが。具体的な診療体制が決まってない段階で、どうしても希望的な部分が多く入っているのが現状ではありますけれども、そういった具体的なものが出てきてから考える部分があるかと思しますので、調整していきたいと思えます。

現在の常勤医師は4名で、各種専門外来では、整形外科、脳神経外科、精神科、皮膚科については各病院から派遣をいただき診療にあたっているという状況です。こちらについてはまだ具体的に方向性は決まっていますが、診療科については継続したいという考えがありますので、連携する北斗病院で医師の派遣ですとかを含めて今後調整をしていくことになると思います。診療科目についてもまだ具体的には決まっておられません。ただ現在の病院の診療科目は継続したいという町側の意向がありますので、それをふまえた調整が必要になってくると思います。

[●●委員] 診療科と医師の数が決まらないと、逆に収益の計算ができなくなると思います。ですから、そこがまだはっきりしてないままで、こういう数字だけが出ていくというのはちょっと心配な部分があると思います。

[渡辺事務長] 基本的には、現状の医師の数と、派遣が自前の医師になるかまだわかりませんので、最低限今の診療科目ができる体制での予算組をさせていただいています。

[委員 長] わかりました。今この収支計画のところで意見が出ましたが、ほかにこの収支計画の件につきまして何かご意見があればお願いいたします。

[●●委員] 私は10年前まで町立病院の事務長をやっていたのですが、その頃の収支はこれほどの赤字ではありませんでした。その頃は医師5人、その後4人に変わったのですが、今の病院の状態は町民に対する信頼感がない。そういうところから見て、今後、病院が改善されれば、中身を見させてもらった中ではなんとかなるのではないかと。それから、一番外に出ている整形外科の先生が来てくれますよね。そして入院する患者さんも来てもらえる。そういったこともあって、まず、病院の信頼を回復したいというところだと思うのです。それさえやれば、10年前は収支とんとんできているので、今の状況は回復可能かと思います。

[村瀬町長] この計画通りにいかなかったら町の考え方は、というご意見をいただいたところですが、議会でも、町民説明会の中でもそういった意見が出されました。私どもは、現状のままいくと、さらに町の持ち出しが増えるので、地方独立行政法人化して少しでも町の持ち出しを少なくするという考え方で取り組んでいます。今、いろいろな稼働率、患者数など、ご指摘をいただいたところです。しっかりと連携する北斗病院と診療科目も含めて詰めながらいかないと、独法化したことによってさらに増えれば何もならないことでもあります。やはり病院の改革というのが町の将来を左右する問題だと私も思っています。収支計画が重要でありますから、さらに細部にわたって詰めてやっていきたいと思います。

[委員 長] はい、よろしく申し上げます。あとは、いかがでしょうか。

[久保田Ob] オブザーバーとしての発言なのですが、よろしいでしょうか。

今回の収益シミュレーションの作成に関しては、当院と広尾町と協力のうえ作成させていただきました。

今、プラス2億は大丈夫かというところが一番危惧されているところかと思いますが、実際問題として、現状のベースがどうなのかと。68.8%、48床です。これに関して、現状の町の住民の年齢構成や、疾患の構成に合う医療提供体制を考えていく。あとは今回当院との連携を強化することとしてございまして、当院にも相当数の広尾町の患者さんがいらしています。そういった方を地元に戻すということもございまして。

現在は一般病床というかたちでやられておりますけれども、以前より在り今回2018年の診療報酬改定で特に注目されている地域包括ケア病床ですとか、あとは長期の方がいらっしゃいますので療養病床ですとか、そういった地域に合った病床区分に見直すことで、一定の病床の稼働を維持していけるのではないかと想定してございます。

あと、●●委員がおっしゃったように、住民の方が持つ町立病院のイメージ。これがどうも相当ネックになっている部分もあるのかなと思っておりますので、これらをサポートしながら、北斗病院開設当初から展開しております地域の方への啓発活動のノウハウを共有するですとか、そういったことを通じて信頼関係を太くしていくことによって、外来を増やす等で、なんとかクリアできるレベルの収支計画ではないのかなというふうに思っております。

会議の前に松田参事からお伺いしましたが、今回、計良院長が内定したということでたいへん町の中の期待の声が高いということも聞いてございますので、病院が変わるんだなと思っていただけるだけでずいぶんとベースとしては変わってくるのかなと期待を持っています。

[委員長] ありがとうございます。あと、いかがでしょうか。

それ以外の部分につきましてもどうでしょうか。修正案につきまして。

[●●委員] 第2-1(1)のところですが、今、町立病院で、一次救急、たとえば夜間の救急医療体制はどうなっているのでしょうか。

[渡辺事務長] 当直医と看護師を置いて、診れる体制は確保しています。

[●●委員] 基本的に院外の患者さんを自由に受け入れていると理解してよろしいのでしょうか。聞いたところではなかなか一次救急の患者さん、特に小児であるとか一般内科系の患者さんに十分対応しきれていないのではないかと伺うものでして。ですから、今お話がありましたように、病院が変わるんだということを地域の方にアピールするのに、一番わかりやすいのは実は救急医療なのです。365日24時間いつ来ても受け入れますよと、だれでも診ますよと、そういうような看板を出すだけで、だいぶ町民の病院に対する思いが変わってくると思うのですよね。特に内科、小児科系の患者さんがたくさんいますし。ですから、文言はこれでいいのですが、なにかそのへんを打ち出してもらいたいなという強い思いがあります。

救急医療は大切ですから。病院の信頼度を上げるうえでも。今度連携されたところに

は、内科、小児科系の先生方もいらっしゃると思いますので、そういうことを聞きながら、やはり夜間の救急の対応をもう少し、場合によっては他の広尾町内の民間の医療機関の先生方とも協力しながら、やはり一次救急の在りようというのを考える必要があるのではないのでしょうか。エリアとして、その中核に国保病院があるようなイメージってどうなのかなと思ったものですから。

[渡辺事務長] 現状としましては、確かに対応できない部分に関しては帯広の方に転送するケースがあるのは事実です。実際問題、特に土日となると、支援の先生に来ていただいているという部分がありますので、そうなったときに特に外科系とか脳疾患系の患者さんが来たときは対応しきれなくて転院搬送だとかという対応をしているのは事実です。

[●●委員] 二次救急に該当するのは今どこでも来れるけどね、そうでなくてごくごくあるコモンディーズへの対応に対する期待にどう応えるか、というのが一番町民に対するアピール度の高い部分になるのではないかなと思います。

[村瀬町長] 救急医療については、●●委員のおっしゃるように24時間365日受け入れる体制は整っています。ただ、要望に応えきれていないという部分につきましては、当直医が専門化されていますので、専門外の患者が来た時の対応について、そのへんの医師の連携などについてはやはり町民にとって不満が残る部分はあるのだと思っています。ですから、今度新しい院長と、そのへんの内部の医師の連携とか、そういったところは詰める課題の一つではないのかなと思っています。

[委員長] はい。あと、いかがでしょうか。

[●●委員] 今回の修正案を見させていただいて、だいぶ安心感が増したなと思っています。中でも病院の経営の考え方、そういう独立採算を原則とした意識の部分が変わると、職員のがんばりによっては成果があがるのかなというふうに感じます。また、どうしても町内の患者さんは顔見知りが多いということで、看護師さん方の、特に接遇の部分で、もう少し研修等であるべき看護師としての対応の仕方を変えるだけでもだいぶ安心感が増すかなと思います。

[委員長] はい。あと、いかがでしょうか。

ないようですので、中期目標については、いくつかの意見もふまえて、承認すること

としてよろしいでしょうか。

(各委員：はい)

【日程 3 (2)】 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期目標に係る意見書について

[委員長] 続きまして「(2)地方独立行政法人 広尾町国民健康保険病院中期目標に係る意見書について」事務局から説明よろしくお願ひします。

[松田参事] お手元の資料 2 をご覧願ひします。中期目標に対する意見書でございます。

地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定におきまして、設立団体の長が中期目標を定めようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされてございます。この規程に基づきまして、町長に対し評価委員会から意見書を提出していただくものでございます。

評価委員会の意見につきましては、記にございますとおり、「中期目標（案）については、別添のとおりとすることが適当である」とするものでございまして、先ほどご審議いただいた中期目標（修正案）をこれに添付いたしまして、町長に提出いただくものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

[委員長] はい、ありがとうございます。

ただいま「中期目標に係る意見書について」説明がありました。この意見書に「中期目標（修正案）」を添えて、町長に提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がないようですので、町長に意見書を提出させていただきます。

(委員長から意見書を町長に手渡し)

[村瀬町長] 今、稲葉委員長から意見書をいただいたところであります。お手元の修正案のとおり、中期目標とさせていただきます。今後の手続きにつきましては、12月の本町議会において、この中期目標の議決をいただいて、所定の手続きにはいたいと思っております。今後とも委員の皆様方につきましては、さらなるご指導をよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

【日程4】その他

[司 会] ここで計良先生がお見えになりましたので、ご紹介いたします。

社会医療法人北斗理事 整形外科顧問、新得クリニック院長でいらっしゃいます、計良基治先生です。

[計良〇b] ご紹介いただきました計良でございます。

今、評価委員の先生方からもご意見ありましたが、当然、私も考えていることです。帯広から1時間30分という立地を考え、可能な範囲で、広尾でできる事を増やし、患者の信頼を獲得して収益増を実現したいと考えています。

非常に荷の重いポジションに今回就くことになりましたが、皆さんにもこれからのことを考えていただいて、私もその期待に応えられるよう、私の中で精いっぱいどうすればよいかということを考えておりますので、皆様のご協力を得ながら、やっていきたいと思っております。

[委員長] それでは「その他」として委員の皆さまから何かご意見あるいはご質問があればお受けしたいと思います。いかがですか。

(発言なし)

それでは事務局からお願いします。

[松田参事] 私から、今後のスケジュール等についてお知らせいたします。

本日、意見書をいただきました中期目標（案）につきましては、11月に町の議会の調査特別委員会で原案からの修正内容について説明し、そのうえで12月の第4回広尾町議会において議決をいただきたいと思いますと考えてございます。議会の議決をもって中期目標の決定ということになります。

その後、町長から本中期目標を法人に指示いたしまして、法人はこれに基づき、目標を達成するための中期計画を作成することとなります。中期計画を作成する段階で、先ほどいろいろとご指摘をいただきました収支計画も、さらに具体的に細かい内容で見直しをすることになると考えてございます。

次回、委員の皆様にお諮りいたしますのは、法人役員に対する報酬等の支給の基準に

ついてであります。評価委員会はその基準が適正であるかどうかの意見を申し出ることができるという、「できる規定」になってございます。

時期としては、年末から年明けの1月ころになろうかと考えてございますが、時期的に非常にお忙しい時期であるということもございまして、議題がこの1件だけであり、内容的にも比較的軽易であることから、関係資料をそれぞれ委員の皆様にお送りして、内容を見ていただいたうえで賛否のご意見をご返送いただく、書面審議の形をとらせていただきたいと思いますと考えてございますが、委員長いかがでしょうか。

[委員長] 個人的には、これは広尾の町で決めることですから、しかもこの委員会は傍聴が可能な会議ですから、オブザーバーを抜いて、あとでいろいろな意見が町の中に出るのではないかと危惧します。それが問題なければ決めていただければと思います。

[村瀬町長] 理事の皆さんの報酬ですので、他の独法も参考にさせていただいて決めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[松田参事] それでは、第3回の評価委員会については、書面審議という形をとらせていただきたいと思います。後程、関係資料を添えて委員の皆様にお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

今後の中期目標の決定の状況、法人設立認可の状況等については、節目ごとに委員の皆様にも都度報告をさせていただきたいと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

[委員長] 以上で本日の評価委員会を終了させていただきます。
長時間にわたり、ご苦労様でした。